



みんなが自分らしく 生きるために



社会の一員として、男女が協力して役割りを果たしていくのには、どうしたらよいのだろう。
南部町ヒューマンプランは男女があらゆる面において平等となる社会を目指し、平成17年3月に南部町ヒューマンプランが発行されましたが、社会情勢や私たちを取り巻く環境が大きく変化してきたことから内容の見直しを行い、今回第2次南部町ヒューマンプランとして発行致します。

計画期間 平成25年～平成30年

平成25年10月発行

南 部 町

基本目標

I、男女共同参画（注1）をめざす意識づくりと人権の尊重

II、互いに支えあう社会づくり

III、潤いのある住みよい町づくり

IV、ゆとりある労働条件づくり

V、健康で安心して暮らせる環境づくり

重点目標

①男女平等をめざす人権意識の高揚

②社会慣行の見直し

③平等教育の推進

④男女間におけるあらゆる暴力の根絶

①政策・方針決定の場への女性参画の促進

②地域社会への共同参画の推進

③国際交流の推進

①地域交流を活用したネットワークの推進

②文化の香り豊かな町づくり

③自然や生活環境を大切にする町づくり

①男女雇用平等の推進

②生活を尊重した労働条件と環境整備

③自営の農林業・商工業等における男女の就業環境の整備

①子育て支援策の充実

②高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の整備

③心と体の健康保持と増進

I, 男女共同参画をめぐる意識づくりと人権の尊重

①男女平等を目指す 人権意識の高揚

- (1)個人の尊重と男女平等をめぐる
人々の人権意識の向上と普及
- (2)男女の固定的役割分担意識の改革
- (3)メディアにおける人権の尊重

私たちに できること

- ・友人、知人へ声かけをし、講演会、講座
標語づくりへ進んで参加しよう
- ・家庭、社会、地域での男女の仕事や役割に
ついての、話し合いをしよう
- ・メディアの表現が適切かどうか見てみよう

②社会慣行の見直し

- (1)地域及び家庭における慣習の
見直し
- (2)職場における慣行の見直し

- ・家事、育児、介護など、互いに助け合おう
- ・町政への女性の参画を推進しよう
- ・地域・自治活動のリーダー、役職に男女の
力を合わせ参加しよう
- ・職場での仕事内容が、性別イメージで
決まっていないか、見直そう

③平等教育の推進

- (1)学校教育等における
男女平等教育の推進
- (2)生涯学習における
男女平等教育の推進
- (3)家庭内における
男女平等教育の推進

- ・保護者会、PTA活動で男女平等活動の
話し合いをしよう
- ・いろいろな講座や、セミナー、学習会を
活用しよう
- ・家庭、仕事、地域活動などについて
家族で話し合おう

④男女間におけるあらゆる 暴力の根絶

- (1)あらゆる暴力（DV等）の根絶
- (2)犯罪・暴力の防止対策の推進

- ・一人で悩まず、すぐに専門機関（注）に
相談しよう。気付いた周囲も被害者保護
のため関係機関に相談しよう
- ・防止対策教育などでセクハラをさせない
環境作りを行おう

Ⅱ, 互いに支えあう社会づくり

①政策・方針決定の場への 女性参画の促進

- (1) 町政への女性の参画
- (2) 女性職員の管理職への登用
- (3) 女性の人材育成
- (4) 女性起業家への支援

私たちに できること

- ・ 管理職・行政委員・審議委員など、男女バランスと格差の見直し、参画者を支援しよう
- ・ 職場技能の向上と男女差別撤廃へ支援しよう
- ・ 講座、研修会へ積極的に参加しよう
- ・ 地域発展のために起業家を支援しよう

②地域社会への共同参画の推進

- (1) 地域おこし・町づくりでの男女共同参画の推進
- (2) 防災・災害復興体制の確立

- ・ 自己啓発のための講座、ボランティア活動等に進んで参加しよう
- ・ 防災組織の役割に男女の偏りがないか見直してみよう

③国際交流の推進

- (1) 国際交流や支援活動等への参加
- (2) 国際理解教育の推進

- ・ 各国の文化を尊重し、ともに暮らし協力し合おう
- ・ 外国の風習、語学等を積極的に学ぼう

Ⅲ, 潤いある住みよい町づくり

①地域交流を活用した ネットワークの推進

- (1) 生涯学習の充実を図る

私たちに できること

- ・ 文化交流会、指導、育成活動
ボランティア活動へ積極的に参加しよう

②文化の香り豊かな町づくり

- (1) 優れた芸術に触れる機会の場をつくり、多様な文化活動の推進を図る
- (2) 伝統行事や年中行事の継承に努める

- ・ 文化講演会への参加、その運営に携わってみよう
- ・ 各種行事と継承技能の活動に参加し
伝統文化を継承しよう

③自然や生活環境を大切にする 町づくり

- (1) 水と緑との共生を図る

- ・ 環境保護活動に積極的に参加しよう
- ・ 資源の分別と、再利用に協力しよう
- ・ 不法投棄をしない、させない、見かけたら
役場へ連絡しよう

Ⅳ、わたいある労働条件づくり

①男女雇用平等の推進

- (1) 男女雇用機会均等法の周知と履行の推進
- (2) 職業相談及び情報提供の拡充
- (3) 職場内における個人能力発揮の推進
- (4) 母性健康管理対策の推進

私たちに できること

- ・自分の職場環境を家族で話し合う機会を作ろう
- ・働く場所の情報交換をしよう
- ・出張相談の機会を積極的に利用しよう
- ・自分のスキルの情報発信をしよう
- ・男女の特性をお互いに認め合い、仕事への意欲の増す職場づくりに協力しよう
- ・職場の環境改善へ協力と提案をしよう

②生活を尊重した労働条件と 環境整備

- (1) 育児や家族の介護を行う労働者が働きやすい環境整備
- (2) 労働時間短縮の促進

- ・現在のワークライフバランス（注4）を家族で話しあい、偏りがあるようであれば見直して行こう
- ・家庭の仕事が女性に偏らないように育メン・家事ダンとして育児・家事を進んで行おう
- ・自分の労働諸条件（労働時間など）を見直し改善の努力をしよう

③自営の農林業・商工業等における男女の就業環境の整備

- (1) パートナースhip確立への支援
- (2) 自営業者間の交流とネットワークづくり
- (3) 家内労働者の労働条件の改善

- ・パートナーとしてお互いに協力し合おう
- ・交流の場へ積極的に参加し、情報交換できるネットワークを広げよう
- ・常に家庭内のより良い労働条件を話し合おう



V、健康で安心して暮らせる環境づくり

①子育て支援策の充実

- (1) 子育て支援の充実とネットワークづくり
- (2) 延長保育の充実
- (3) 障害児保育の充実
- (4) 学童保育の維持継続
- (5) 子どもへの虐待・暴力的行為の根絶

私たちに できること

- ・子供たちに積極的に声をかけ地域全体で見守ろう
- ・昔からの遊びや物づくりを子供たちに伝え育んでいこう
- ・生活環境の変化により様々な生活スタイルがあります。子育て経験者から話を聞いたりして、取り入れられる施策は積極的に活用しよう

②高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の整備

- (1) 高齢者・障害者の社会参画への機会の提供
- (2) 高齢者や障害者を支える地域のケアシステム及びネットワークづくり
- (3) 福祉施設の整備拡充

- ・いきいき大学に積極的に参加しよう
- ・支援が必要な人に対して自分にできる働きかけをしよう

③心と体の健康保持と増進

- (1) 町民の心と体の健康づくり支援
- (2) 地域医療体制の拡充
- (3) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

- ・アルカディアスポーツセンター等を活用した健康づくりに積極的に参加しよう
- ・悩み事を抱え込まず周りの人や相談会などを活用し相談しよう
- ・健康診断を受診し、自分がどんな状態なのかを把握して、健康づくりに活用しよう



具体的目標

- (1) 個人の尊重と男女平等をめぐる人々の人権意識の向上と普及
- (2) 男女の固定的役割分担意識の改革
- (3) メディアにおける人権の尊重

- (1) 地域及び家庭における慣習の見直し
- (2) 職場における慣行の見直し

- (1) 学校教育等における男女平等教育の推進
- (2) 生涯学習における男女平等教育の推進
- (3) 家庭内における男女平等教育の推進

- (1) あらゆる暴力（DV等）の根絶（注2）
- (2) 犯罪・暴力の防止対策の推進

- (1) 町政への女性の参画
- (2) 女性職員の管理職への登用
- (3) 女性の人材育成
- (4) 女性起業家への支援

- (1) 地域おこし・町づくりでの男女共同参画の推進
- (2) 防災・災害復興体制の確立

- (1) 国際交流や支援活動等への参加
- (2) 国際理解教育の推進

- (1) 生涯学習の充実を図る

- (1) 優れた芸術に触れる機会の場をつくり、多様な文化活動の推進を図る
- (2) 伝統行事や年中行事の継承に努める

- (1) 水と緑との共生を図る

- (1) 男女雇用機会均等法の周知と履行の推進
- (2) 職業相談及び情報提供の拡充
- (3) 職場内における個人能力発揮の推進
- (4) 母性健康管理対策の推進

- (1) 育児や家族の介護を行う労働者が働きやすい環境整備
- (2) 労働時間短縮の促進

- (1) パートナーシップ確立への支援
- (2) 自営業者間の交流とネットワークづくり
- (3) 家内労働者の労働条件の改善

- (1) 子育て支援の充実とネットワークづくり
- (2) 延長保育の充実
- (3) 障害児保育の充実
- (4) 学童保育の維持継続
- (5) 子どもへの虐待・暴力的行為の根絶

- (1) 高齢者・障害者の社会参画への機会の提供
- (2) 高齢者や障害者を支える地域のケアシステム及びネットワークづくり
- (3) 福祉施設の整備拡充

- (1) 町民の心と体の健康づくり支援
- (2) 地域医療体制の拡充
- (3) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（注3）

男女共同参画で使われる用語について

注1:男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

注2:ドメスティックバイオレンス(DV)

配偶者・パートナーからの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動のことです。

最近では配偶者だけではなく親しい関係にある男女カップル内において、男性から女性、または女性から男性に対して行われる暴力もあり、その範囲が家庭内にとどまらない場合もあることから、これらを総称してジェンダーバイオレンスと呼ばれる場合もあります。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

注3:リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、などが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

注4:ワークライフバランス

日本語に置き換えると仕事と生活の調和となります。

仕事があれば経済的な自立ができず、生活でも子育てや介護と仕事の両立に悩む人が多く見られます。この仕事と生活のバランスのことをいいます。例えば仕事の量を減らして介護する時間を作ることや、残業時間を短くして家事を手伝う、などの例がワークライフバランスの見直しという事になります。

ポジティブアクション

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。政策決定の場への女性の登用を進める、などがこれに当たります。

(注) 関 連 相 談 窓 口

☆配偶者暴力相談支援センター(女性相談所) ☎055-254-8635 開催日 平日 9時~20時(17時~20時については電話相談のみ)	☆南部町役場 総務課 ☎0556-66-3401
☆女性総合相談(ひゅあ総合) ☎055-237-7830(相談専用) 開催日 第2・第4月曜日、9時~17時(祝日の場合は翌日、年末年始は休業)	☆南部町役場 福祉保健課 ☎0556-64-4836
☆職場におけるセクシャルハラスメント相談(山梨労働局) ☎055-225-2859 開催日 月曜日~木曜日(要予約)	☆南部町役場 子育て支援課 ☎0556-64-4830
☆南部警察署 ☎0556-64-0110	



南部町第2次ヒューマンプラン

編集：南部町男女共同参画推進委員会

〒409-2192 山梨県南巨摩郡南部町福土28505-2

TEL:0556-66-2111

FAX:0556-66-2190